

交通の再構築（リ・デザイン）による 持続可能で心豊かな生活と観光の実現

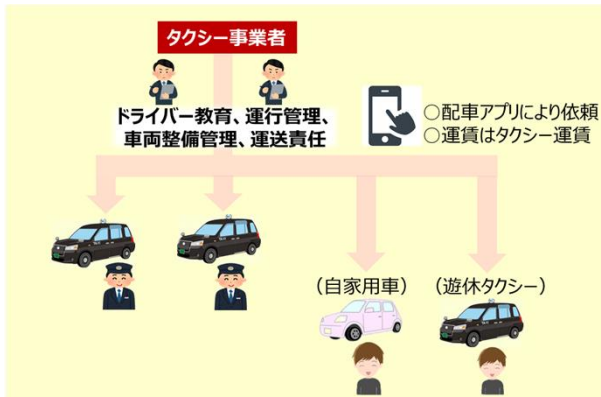
-日本版ライドシェア等の新制度を沖縄でもスタート-

内閣府沖縄総合事務局
令和6年6月

- ドライバー不足等を背景に地域における移動の足の確保が課題に。
- 地域そして交通サービスの持続可能性と移動（生活・観光）の質の向上を図る観点から、公共交通を補完する新たな仕組み（道路運送法関連制度の見直し）を整え、これを沖縄でもスタート。

1.日本版ライドシェアについて

- ▶ タクシーが不足する地域・時期・時間帯において、タクシー事業者が、遊休タクシーや一般ドライバーを活用して、タクシーが不足する分の運送サービスを提供。
- ▶ 沖縄では「金・土の16時から翌朝5時までの時間帯」からスタート。今後の運用を見つつ見直し。



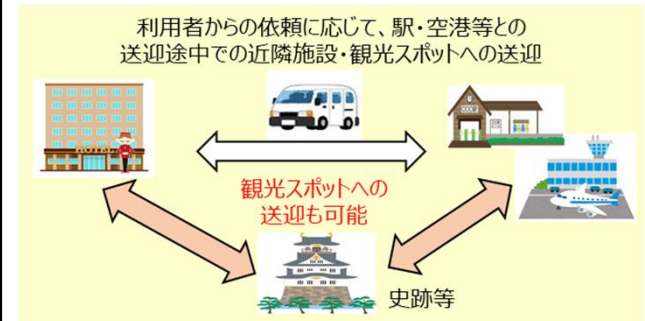

2.自家用有償旅客運送の見直し

- ・タクシー事業者と自治体、NPO、観光協会等が、交通サービスを共同運営し、一体的にサービスを提供できるように。
- ・宿泊施設や旅行業者が、自社の車両やドライバーを提供し、上記のような事業と一体的にサービスを提供できるように。
- ・その他、受託により株式会社でも自家用有償旅客運送事業に参画可能とするほか、運行区域の柔軟化、ダイナミックプライシングの導入、輸送対価の明確化、公共交通が提供されていない時間帯での自家用有償旅客運送の提供を可能にするなど。



3.許可・登録を要しない運送

- ▶ 公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点から道路運送法の許可又は登録を要しない運送について整理。

許可不要

許可必要

料金表	大人	子供
～5km	200円	100円
5km～10km	300円	150円
10km～	400円	200円

<これまでの取組>

- 道路運送法関連制度の見直しについては、自治体向け説明会を実施したほか、観光関係事業者向けの説明会を実施予定。
- 日本版ライドシェアについては、石垣市よりサービスをスタートし^(※)、管内の他の地域についても準備が整い次第、順次実施していく予定。

※ 令和6年5月22日付で事業実施の意向のあった石垣市内のタクシー事業者に対し、道路運送法78条第3項に基づき、自家用有償旅客運送(自家用車活用事業)を許可。

<今後の進め方>

- 地域の関係者、住民等とのワークショップ等を行いながら、地域そして交通サービスの持続可能性と移動(生活・観光)の質の向上を図るための交通サービスの新しい姿について議論を開始したい。
- こうした議論について、市町村による地域公共交通会議や県の地域公共交通計画に基づく圏域ごとのネットワークの検討などと連携し、各地域の計画のアップデートを後押ししていく。